

労働者派遣事業について

(労働者派遣法第23条第5項)
(許可番号 派13-060020)

下記期間を基に情報を公開いたします。
対象期間: 令和7年4月1日～令和8年3月31日

羽田タートルサービス株式会社
名古屋支店

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	① 労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	② 派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
32	16	14,990	10,243	31.7%

■ 賃金には、給料・手当等を含みます。

■ マージンに含まれるものは、以下のとおりです。

各保険料 : 労働保険料(労災保険・雇用保険) 社会保険料(健康保険・厚生年金保険・介護保険)

福利厚生費 : 派遣労働者が取得する年次有給休暇・健康診断費用・安全保護具等

教育研修費 : 安全衛生教育・キャリアアップ教育等

派遣元経費 : 運営費・募集日その他

営業利益 : 労働者派遣料金総額から上記費用を差し引いた金額

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

① キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先 052-683-8631 担当: 上田

② キャリアアップに資する教育訓練に関する計画について

雇用する全ての派遣労働者に以下の教育訓練を実施します。

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の 費用負担	賃金支給
ビジネスマナー	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
物流基礎知識	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
OA機器操作訓練	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
労務管理研修	派遣労働者	座学	派遣元	無償	有給
資格取得関係教育	派遣労働者	座学・実技	派遣元	無償	有給

3. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別 ※追加項目

・ 労使協定を締結している。(協定書の有効期間の終期 令和9年3月31日)

・ 協定労働者の範囲「08804フォークリフト運転作業員」「09503倉庫作業員」

「09504製品包装作業員」「09801選別作業員」

4. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項